

高知大学医学部附属病院医療事故調査委員会規則

平成 27 年 10 月 13 日
規則 第 34 号

最終改正 令和 7 年 4 月 9 日規則第 3 号

(設置)

第 1 条 高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、医療法第 6 条の 11 第 1 項に定められた調査を行うため、その都度、高知大学医学部附属病院医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 委員会は、病院において医療事故（病院が提供した医療に起因し又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるものに該当すると病院長が認めたもの）が発生した場合に、病院長の指示を受け、その原因を明らかにするために必要な調査及び再発防止策等の検討を行う。

2 委員会は、前項の調査・検討結果について、医療安全管理部を通じて、病院長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた病院長は、法令に基づき関係機関に適切に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療安全管理部長
- (2) 医療安全管理部副部長
- (3) 医療学系連携医学部門教授（法医学担当）
- (4) 看護部長
- (5) 医学部・病院事務部長
- (6) 専任リスクマネジャー
- (7) 学外の有識者 若干人
- (8) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第 7 号及び第 8 号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1項第7号の委員が1人以上含まれていなければならない。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(秘密の保持)

第6条 委員会の出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部医療支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月13日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (令和7年4月9日規則第3号)

この規則は、令和7年4月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。